

履修内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、北日本医療福祉専門学校の学則（以下「学則」という。）に基づき、履修、出欠席、成績評価、単位取得の認定、進級、原級留置、卒業等に係わる教務上の必要な事項について定めるものとする。

(認定権限)

第2条 履修内規に関する必要な事項は、職員会議の審議を経て校長が決定する。

(評価の時期)

第3条 各学科の成績評価は、原則として各期末試験の終了後に実施する。

第2章 教育課程の履修、修得

(履修すべき教科、科目)

第4条 学則に定められている必修科目はすべて履修し修得しなければならない。

2 やむを得ない事情により1・2年次別の履修単位数（時間数）を変更せざるを得ない状況が生じたときは、一時的に変更できるものとする。

3 前項の履修時間数は、年間800時間を下回るできないものとする。

(科目の修得単位数、補習)

第5条 各科目とも学則に定められている単位数（時間数）を修得しなければならない。

2 特別の理由により欠席等により学則に定める単位数（時間数）を満たしていない者については、補習を実施することができる。

3 補習の方法、内容等については教科担当者と教務主任が協議のうえ実施する。

(追認試験及び再実習)

第6条 成績が不良で単位認定が見込めない学生のうち、校長が必要と認めた場合には追認試験及び再実習を実施することができる。

2 追認試験及び再実習の方法、内容等については教科担当者と教務主任が協議のうえ実施する。

第3章 出席日数、出席時間数の算定基準

(授業日数)

第7条 授業日数とは、当該学生の所属する学年について、全学生が出席しなければならない日と学校が定めた年間の総日数をいう。

(出席しなければならない日数)

第8条 出席しなければならない日数とは、授業日数から「出席停止、忌引、休学の日数」を差し引いた日数のことをいう。

(欠席日数)

第9条 欠席日数とは、病気その他の事故等により1日を単位として欠席した日数をいう。

(出席日数)

第10条 出席日数とは、出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数のことをいう。

(出席日数の認定)

第11条 出席日数の認定は原則として1日を単位として認定する。(短時間の遅刻・早退は出席日数に算定する)

(出席時間数の認定)

第12条 正当な理由なく授業時間に15分以上の遅刻や早退があった場合は、その授業時間の出席時間数として認定しない。

(授業時数の算定方法)

第13条 授業時数とは、実際に授業や実習を行った時数をいう。

(公認欠席、公認欠課の認定)

第14条 次の各号の事由による欠席または欠課は、「公認欠席」または「公認欠課」とし、これを出席として取り扱うことができる。

- (1) 校長が認めた対外行事への参加
- (2) 就職、進学のための受験、健康診断等
- (3) 非常災害、交通災害、自宅または近隣の火事等、本人の責めによらない特別の事情が認められる場合
- (4) その他特に校長が必要と認める場合

(出席停止、忌引等の日数)

第15条 出席停止(停学、謹慎)及び感染症等による出席停止並びに忌引による期間は、「出席停止、忌引等の日数」として別に扱い、出席日数及び欠席日数のどちらにも算定しないものとする。

2 忌引日数は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 父母(養父母、継父母)、子 | 7日間 |
| (2) 祖父母 | 3日間 |
| (3) 兄弟姉妹 | 3日間 |
| (4) 叔父母、伯父母、その他の同居の家族 | 1日間 |

第4章 成績評価

(成績評価の種類)

第16条 学習成績の評価は期末試験の評価とする。

2 期末試験の評価は、期末評価と学年末評価の2種類とする。

(評価の表示法)

第17条 学習成績の評価は100点法で行い、40点未満は不合格とし「欠点」として、再試を行う。

(期末評価の方法)

第18条 期末評価の評点は、期末試験の成績に平常点を加味した総合評価を原則とする。

2 実習評価は実習先の担当者及び実習担当教員の協議により評価する。

(平常点)

第19条 平常点は、各教科とも出席状況、学習態度、小テスト、レポート、課題の提出状況等により評価する。

2 実技や実習を主とする科目にあっては別に定めることができる。

(学年末評価の方法)

第20条 学年末評価の評定は、各期末評価の相加平均によって算出された評点を基礎として行う。

(評価の基準)

第21条 期末評価及び学年末評価は、100点法を5段階評定に換算して表示する。

2 100点法を5段階評定値に換算する場合の基準は次のとおりとする。

| | |
|----------|---|
| 100点～80点 | 5 |
| 79点～65点 | 4 |
| 64点～50点 | 3 |
| 49点～40点 | 2 |
| 39点～0点 | 1 |

第5章 単位取得の認定

(単位認定の基準)

第22条 本校の定めた学則に従って、履修すべき教科、科目すべてを履修し、その成果が教科、教科の目標から見て満足できるものであると評定され、次の各号の基準のすべてを満たしたときは、その教科、科目の単位を修得したことを認定する。

- (1) 学年末評価が40点以上であること。
- (2) 教科、科目の出席時間数が、補講時間数を含めて授業時数の3分の2以上であること。

2 本校で行う講義・演習・実習の単位の基準は次のとおりとする。

(1) 介護福祉科

| | | |
|----------|------|-----|
| 講義 | 15時間 | 1単位 |
| 演習 | 30時間 | 1単位 |
| 実験、実習、実技 | 45時間 | 1単位 |

(2) こどもマイスター養成科

| | | |
|----------|------|-----|
| 講義・演習 | 15時間 | 1単位 |
| 実験、実習、実技 | 30時間 | 1単位 |

(3) 菓業科

| | | |
|-------|------------|-----|
| 講義 | 15時間 | 1単位 |
| 演習 | 30時間 | 1単位 |
| 実験、実技 | 45時間 | 1単位 |
| 実習 | 30時間又は45時間 | 1単位 |

第6章 進級・原級留置

(進級の基準)

第23条 次の各号の基準のすべてを満たしたときは進級を認める。

- (1) 当該学年の履修すべき教科、科目の単位のすべてが認定されていること。
- (2) 当該学年における出席時間数が、授業時数の3分の2以上であること。
- (3) その他、校長が原級に留め置く必要のないことを認めたもの。

(原級留置の基準)

第24条 前条のいずれかを満たすことができなかつた者を、原級に留置するものとする。

(保護者との面談)

第25条 定期試験の結果、成績がおもわしくない者、欠課時数が多い者及び学生の本分に反した者等については、保護者との面談を行う。

第7章 卒業の認定

(卒業認定の基準)

第26条 卒業の認定は、職員会議を経て、すべての教科課程の履修が認められた者について、校長が卒業を認定する。

- 2 卒業の認定を受ける者は、学則に定める修業年限以上在学した者とする。
- 3 卒業認定は、原則として卒業する学年末に行うものとする。
- 4 授業料等の未納がある者は、卒業の資格を失うものとする。

第8章 雑則

(その他)

第27条 この内規に記載されていない事項については、校長が別に定める。

附 則

この内規は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成17年12月1日から施行する。

附 則

この内規は平成18年11月1日から施行する

附 則

この内規は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条、第5条及び第22条2項の適用については、令和8年度入学生から適用し、施行の日前に入学した者については、なお従前の例による。